社会福祉法人瀬戸内市社会福祉協議会 こどもの食と居場所づくり助成要領

（目 的）

1. 民間団体等が行う地域のこどもたちへの食事及び地域住民と交流の場を提供する取組みで

あるこども食堂について，その資金の一部を助成することにより，安定的な実施環境を整備し，地域に根ざした活動を支援することを目的とする。

（助成対象）

第２条 助成対象となるこども食堂は，次の各項の全てに該当するものとする。

（１）　こども（１８歳未満）への食事の無償提供に加え，学習支援，交流，遊び体験等のこどもの居場所づくりを行っていること

(２) １回あたり概ね５人以上のこどもが利用する見込みであること

(３) 原則として２か月に１回以上開催していること

（４） 政治又は宗教の勧誘を行わないこと

(５) 営利を目的としないこと

（助成金の種類及び助成額）

第３条 助成金の種類は次のとおりとする。

(１) 立ち上げ支援事業 こども食堂開設時に発生する資金の一部を助成

(２) 運営継続支援事業 こども食堂の運営を継続するために発生する資金の一部を助成

２ 助成金の種類に対する助成額は，別表１のとおりとする。

（対象とならない経費）

第４条 対象とならない経費は次のとおりとする。

(１) 人件費（時給・日給等）に類するもの

(２) 研修旅行費及び研修参加経費等（食品衛生責任者養成講習会の受講費用は除く）

(３) 使用頻度の低い器材等の購入経費等

(４) 実施しようとする事業内容に照らし，費用対効果が図れない高額な経費

（助成金の請求及び交付）

第５条 第３条（１）（２）の事業助成を受けようとする団体は，事業実施前にこどもの食と居場所づく

り助成金交付申請書（様式第１号）を提出し，事業終了後速やかに，こどもの食と居場所づくり助成

事業報告書（様式第６号）及び請求書（様式第１０号）を社会福祉法人 瀬戸内市社会福祉協議会会

長（以下「会長」という。）へ提出する。

２ 前項に定める報告書及び請求書の提出があった場合，会長は，適正と認めた場合には, 代表者へ速やかに助成金を交付する。

３　 会長が認める場合は、請求書（様式第５号）を会長に提出することで、助成金申請額の２分の１を

上限として事前交付を受けることができる。

（助成金の返還）

第６条 会長は，偽りその他不正の手段により，助成金の交付を受けた場合は，助成金の返還を命ずることができる。また、事業の変更または中止により、事前に交付を受けた助成金の全部または一部を使用しなかった場合も返還を命ずることができる。

（その他）

第７条 この要領に定めるもののほか，必要な事項は会長が別に定める。

附 則

１ この要領は，令和５年７月１日から施行する。

別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 立ち上げ支援 | 運営継続支援 |
| 助成金額 | １か所　上限：100,000円  ※１団体１回限り | １か所　１回8,000円  上限：200,000円 |

（参考）

対象経費の例

|  |  |
| --- | --- |
| 費目 | 内容 |
| 工事請負費  （修繕費） | 軽微な建物の改修・増築に係る経費。  【例】棚等の制作・設置工事 |
| 備品購入費・  需用費 | ①調理器具や食器類【例】鍋やフライパン  ②家具什器【例】机、椅子、カーペット、棚  ③家電【例】電子レンジやポット、冷蔵庫  ④遊具類【例】トランプ、ボードゲーム（電子ゲーム機器、ゲームソフト類等は活動に不可欠な場合を除き原則対象外）  ⑤チラシ作成費 |
| その他の経費 | ①ボランティア活動保険、行事用保険  ②食品衛生責任者養成講習会の受講費用  ③取り組みの立上げ時に必要となるその他の経費 |